裁判へのご支援・ご協力を!
2016年06月17日　98号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第７回口頭弁論での、羽賀百合子さん（６７才・小樽市）の陳述です。

私は、なぜ『新・人間裁判』の原告に参加したのか、意見を陳述します。

私の家族が生活保護を受け始めたのは、２００２年２月でした。生活保護を受けた原因は、夫が腰痛で働けなくなったからでした。長女と次女は働いていましたが、夫の病院代にも事欠く状態でしたから、４人家族の生活は大変でした。娘たちは当然のように、給料のほとんどを生活費として渡してくれました。

そもそも生活保護を受ける以前は、夫が土木建設業に従事していましたので、冬期間は失業の季節労働者でした。冬期間の失業保険は３ヶ月・９０日の給付から、雇用保険に代わって５０日分に縮小され、夫は５０日分の失業給付の後は２０日間の冬期講習でわずか１０万円くらいの講習手当をもらっていました。それもスズメの涙で、４月末から始まる夫の季節的雇用の給与は早くても5月から支給されるため、３ヶ月の失業給付でも冬期間を過ごすのは大変でしたが、５０日分になってからは本当に大変で、娘たちの収入をあてにしなければなりませんでした。

私達が生活保護を受けた頃は、次女が結婚し、長女との３人家族になっていたため、長女の給与収入と支給される保護費との生活になりました。長女はボーナス時に特別勤労控除があったため、そんな時に買いたい物を買っていました。今よりはまだ、少しは余裕があったと思います。生活は相変わらず大変でも期末手当が世帯人数分加算され、最低でも年越しの準備くらいは何とかやりくりできました。

２０１３年の生活保護の引き下げが始まった時には、夫は咽頭ガンで、そのころから入院が始まり、夫の老齢年金と長女の給与を合わせると、収入が生活保護を上回ったため、生活保護費は支給されず、医療扶助の受給だけになりました。生活保護引き下げの結果です。ましてや２人世帯以上に生活保護Ⅰ類に逓減率がかかり、生活保護基準が月額千円以上も引き下がり、特別勤労控除もなくなったため、ケースワーカーから「生活保護は廃止になる」と言われました。

幸か不幸か、家主より家屋取り壊しのため家の明け渡しを求められたことと、長女の結婚が重なって、夫婦２人世帯になってしまったので、生活保護が継続となりました。

しかし２０１４年から消費税が８％になり、３％も上がったこともあり、毎日のように買う食糧品の値上がりはひどいものでした。それでなくても円高で肉や野菜などの輸入物価は上がっていましたから、大変なものです。支給される年金も生活保護費も家賃を除いて生活費に使うとほとんど消費税がかかるし、物価は上がってくるしで、生活のやりくりも出来ないギリギリの状況になっています。

夫は２０１４年３月に札幌医大から荒木病院（精神・神経科）に転院して療養中ですが、入院患者の日用品費代が２２，６８０円で、病院から請求されるのは４万５千円以上です。２万２千円以上も病院に支払います。１人世帯の生活費約７万５千円からの出費ですから、私の生活はお話をしなくてもご想像できると思います。本当にやりくりも出来ないギリギリの生活です。

そんな状態に追い打ちをかけるように２０１５年は住宅扶助と冬季加算の引き下げがありました。家賃は３５，０００円だったので影響はなかったのですが、冬期加算は夫が入院中のため、一人世帯になっているのはともかく、昨年までの１１０，４００円（月額２２，０８０円）から８７，７８０円（月額１２，５４０円）に2万2千円以上も引き下げられたので、灯油代を節約しなければ冬を過ごせなくなりました。また、冬靴を買うどころでなくなってしまいました。冬の外套着はおろか、下着も満足に買えません。

「生活と健康を守る会」の生活保護制度学習会で言われていましたが、生活保護者を生活保護以下の極貧層に追い込むのが政府厚労省の狙いだという事が実感として感じてきます。

こんな人を人として見ない、生きていて良かったと言う喜びも持てないような生活保護には我慢が出来ません。だから、私は「新・人間裁判」の原告になりました。生活保護費の引き下げだとかの改悪は、生存権に関わる差別そのものです。私たちの生活実態を知って下さい。そのうえで正しい判決をお願いします。